

実務研究

日本税務会計学会

平成28年10月 月次研究会



小澄健士郎〔武蔵野〕

新しい相続対策 ～民事信託の可能性と注意点～

1. はじめに

平成18年12月に信託法が改正された(平成19年9月施行)。この改正により「營利を目的としない」ことを前提として、身内の財産については、事前に信託、契約を交わすことによって、本人に代わってその財産を受託することが可能となった。このスキームは一般的に「民事信託」や「家族信託」と呼ばれ、最近では特に司法書士会、弁護士会などが新しい相続対策として力を入れている。我々は相続対策を含め、財産に関することにつき日頃相談を受けることが多い。今回は税理士として事前に知っておくべきこの新しい信託というスキームの可能性とその注意点をまとめてみたい。

2. 財産を「信託」するとは、どうなるのか?

まず、どのようなスキームなのかを理解したい。信託とは、読んで字の如く「誰かの為に、自分の財産を、第三者に、信じて託す」行為となる。つまり、このスキームは、①自分の財産を誰かに託す人(委託者)②その財産を託される人(受託者)③託される財産(信託財産)④その財産から生じる経済的メリットを受け取る人(受益者)の4つの構成要素によって成り立つ。つまり信託契約を結ぶことによって、自分の財産を他人に預け、自分に代わってその財産の管理・運用を委託することが出来るようになるという事だ。

3. 民事信託の特徴

民事信託で出来ることは幅広い。その中で実務でも有用性が高いのが次の2つのケースだ。それは、「①財産管理を目的にした信託」そして「②遺言書の代

する。父と母は自分たちが元気なうちは子供の面倒を見られるが、何かあったときは残された子供が心配である。相続対策の現場では「親亡き後問題」や「配偶者亡き後問題」などと言われ、残された者が心配だというケースは実務上よくみられる。

その場合に、信託を活用できる。もし、父や母が収益不動産を持っていたのであれば、その財産を他人に信託し、その財産から生じる経済的メリット(受益権)を子供が享受できるように契約することが出来る。そうすることで自分たちに何かあっても、子供の生活は信託財産からの受益で、ある程度までは保証されることになる。

今までの、このようなケースの場合、「子供に成年後見人をつけて、成年後見人が財産管理を行う。」ことや、「弁護士などの専門家に財産管理委託契約を結ぶことで管理してもらう。」ケースなどがあつた。そこに、「信託契約をすることで財産を管理してもらう」という選択肢が増えたことになる。では、今までの対応と、信託契約とは何が違うのか?その最たるところは、「財産の管理・運用」のみならず「処分権」まで与えることが出来ることだ。

売却して老人ホームに入れたやりのが、本人が認知症で売却が出来ないケースなどだ。通常このような場合、父に成年後見人をつけて、その成年後見人が裁判所に売却の許可をとって初めて売却が可能となる。時間がかかるかもしれないが、裁判所の許可は取れるだろう。しかし、相続対策で父所有の不動産を売却も含め活用したい場合などは、成年後見人制度では裁判所での許可を取ることが厳しく機動的な対応は難しい。

もちろん信託は「契約行為」なので、父が認知症になつてしまつたら、信託契約自体結べないのであるが、認知症発症前に親子で不動産の活用について強い合意があるのであれば、事前に信託契約を結んでおくことで、例えば父が認知症を発症してしまつても、息子が父の意志を尊重し、不動産の売却も含む機動的な財産活用が可能となる。

例えば、父、母に子供が2人いるケースを考えると、長男夫婦は両親と同居しているが子供はいない。次男は両親と別居しているが、結婚して子供(孫)がいる。先祖代々の土地に暮らしている両親は、自分たちの面倒を見てくれている長男に自宅を継いでもらいたい。しかし、長男亡き後は長男の妻がその先祖代々の土地を相続することになってしまう。更にその妻が亡くなつたときは子供がいないので、妻の親族がその土地を相続していく事になる。これは「笑う相続人問題」ともいわれるが、この場合笑っているのは妻の相続人だ。

この様なケースの場合、両親は遺言書で「長男に土地は相続させるが、長男亡き後は次男が相続すること。」と書き残していても、次男がその土地を相続することにつき、法的効力は生じない。それは法的効力がある民法における遺言事項として、相続後の財産の扱いについては規定されていないからだ。

そこで信託を活用する。信託契約において、「受益権は、親亡き後は長男、長男亡き後は次男」が引き継ぐことを定める。そうすることで先祖代々の土地を、直系の血筋で引き継いでいく事が出来るようになる。

4. 信託を活用する上での注意点

ここで書いた信託の利用方法についてはごく一部であるが、信託契約を結ぶ上ではもちろん注意しなくてはならないポイントがいくつかある。今回はその内、特に重要な4つのポイントを見てみたい。

①受託者を誰にするか
受託者を考える上で、考えなくてはならない問題は多い。一つは「着服・横領」の問題である。成年後見人として裁判所から任命された弁護士等の専門家でも着服の問題は定期的にニュースになる。ましてや、親族間であれば、財産の受託をボランティア感覚で行う事も多く、その財産管理につきどこまで律することが出来るのかは難しい。

また、「善管注意義務(信託法29条)」「損失てん補責任(信託法40条)」をもって、受託者は無限責任を負うことになる。例えば親の収益不動産を受託しており、その不動産についていた看板が落ち通行人がケガをしたとする。その場合、受託者は受託財産でその事故の損失を補えなければ、自己の固有の財産から損失を補わなくてはならない可能性がある。そういうケースを回避するために、責任範囲を限定する、「限定責任信託(信託法216条以下)」を締結することも可能だ。しかし、公正証書にて信託契約を締結する場合は、公正証人によっては限定責任信託を嫌がる方もいる。これは、受託者側ではなく被害者側に立った場合に、責任の所在が不明確になつてしまつてリスクからと考えられる。

他にも、受託者には「帳簿の作成・報告等の義務」(信託法37条)など事務の負担も増すことになる。②課税のタイミング
税の専門家として、課税関係には特に注意が必要である。基本的に信託という行為自体に課税されるものではない。「受益権」が移動して始めて課税されることになる。経済的なメリットを対価も無く受益者は得ることが出来るので、相続により受益権を取得すれば、「相続税」が、委託者が生きていれば「贈与税」が課税されることになる。基本的には信託契約を結ぶ際には、「委託者」が受益者」という形で信託のスキームを組み立て、贈与税が課税されることを避けることが出来る。

③遺留分の問題
信託受益権については、相続税法第9条の2において「みなし相続財産」として規定されている。つまり民法上の相続財産ではないという事だ。同じく民法上の相続財産ではない「死亡保険金」については、原則遺留分の減殺請求の対象とならない。その為、専門家の高まるものと考えられる。ただ、信託を使う事で今まで解決できなかったものが解決できる可能性もあり、ぜひ皆様方も信託というスキームの活用をご検討いただければと思う。

5. 最後に

信託の可能性と、注意点を述べてきたが、信託法が改正されて約10年である。実務では信託法をどう解釈するのか、専門家でも意見が分かれている点が多々あり、今後裁判例などが充実することによって予見可能性が高まるものと考えられる。ただ、信託を使う事で今まで解決できなかったものが解決できる可能性もあり、ぜひ皆様方も信託というスキームの活用をご検討いただければと思う。